

# 香川県報



第14号

平成18年

2月21日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 （環境管理課）	一
告示	保安林の指定予定の通知 （みどり保全課）	二
告示	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） 生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更の届出（生活保護課）	三
告示	生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出（生活保護課） 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立（水産課）	四
告示	道路の区域変更及び供用開始（道路保全課）	五
告示	一般競争入札の実施（直島環境センター）	六
告示	土地改良事業の適否決定（五件）（土地改良課）	七
告示	土地改良事業の認可（三件）（土地改良課）	八
告示	土地改良区の役員の変更の届出（土地改良課）	九
告示	土地改良事業の完了の届出（土地改良課）	一〇
告示	県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）	一一
告示	県営土地改良事業計画の決定（二件）（農村整備課）	一二
告示	臨港地区の区域の縦覧（港湾課）	一三
告示	選挙管理委員会告示	一四

平成十七年香川県選挙管理委員会告示第八十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正  
人事委員会規則  
●委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 告示

香川県告示第百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 母艦の概要

- 母艦の住所及び名称並びに代表者の氏名  
観音寺市坂本町五丁目18番37号  
株式会社加ト指 代表取締役 加藤 義和
- 事業場の所在地及び名称  
綾歌郡綾上町羽床527-1  
株式会社加ト指綾上工場
- 特定施設に関する事項

種別	種類	内容	完了日
能力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	サインントカッター 350L/回	許可日
工期	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	着工より10日後
備考	使用開始予定年月日	完成日	

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町富田東字船原四六五、四六八の一、字東山二二九二の一、字釜石二四

二八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	新築8時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
水素イオン濃度の汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	400
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	200	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		4	5
備考	当該特定施設と一部の既設特定施設は同時使用しない。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

今回新規に設置する特定施設と一部の既設特定施設を同時使用しないため、今回の申請に伴い排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減は無い。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年2月21日から同年3月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
綾上町生活環境課

香川県告示第百十九号

廃止年月日	指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成一八、一、九	香川町	高松市香川町川東上一八六五番地一三	香川町訪問看護ステーション	高松市香川町浅野二二五六番地一

香川県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

変更年月日	名称		開設者	所在地
	変更前	変更後		
平成一七、九、一	富士紡績株式会社豊浜工場診療所	フジボウフアイバー株式会社豊浜工場診療所	フジボウフアイバー株式会社	観音寺市豊浜町姫浜三二五番地

香川県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一〇、一	訪問看護ステーション三本松東かがわ市三本松一六八四番地一	社会福祉法人三本松福祉会東かがわ市三本松一六八四番地一	訪問看護
平成一七、九、一	訪問介護ステーション五色台坂出市加茂町二二〇番地一	株式会社五色会坂出市加茂町二二〇番地一	訪問介護
平成一七、九、一	訪問看護ステーション	株式会社五色会	訪問看護

ヨン五色台 坂出市加茂町二二〇番地一	坂出市加茂町二二〇番地一
-----------------------	--------------

香川県告示第百二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
高松市牟礼町原三二四番地二 小山 良明  
高松市牟礼町大町一〇三七番地 平田 孝
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
二号牟礼区域
- 1 小型定置漁業

香川県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十一日から同年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 土庄内海線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別（メートル）	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲一三七六番一地先から		前	二二・〇	一〇	交通安全施設事業による現道拡幅
小豆郡土庄町屋形崎字江ノ上甲一三七七番地先まで		後	一九・〇	一〇	
			三〇・〇		

香川県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十一日から同年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松牟礼線（三三六号）
- 三 道路の区域

区 間	高松市庵治町字葛原二七九九番地先から	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	高松市庵治町字葛原二七八二番三 地先まで	前	三一・五	一〇一	
		後	六一・五	一〇一	道路維持修繕工事による区域変更
			三一・五		
			八一・五		

香川県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十一日から同年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松牟礼線（三三六号）
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	高松市庵治町字葛原二八四五番三 地先から	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	高松市庵治町字葛原二七六七番地 先まで	前	一九・〇	五二九	
		後	一四・四	四四九	旧道の不用物件化 旧道部
			六一・五	四四九	バイパス部
			一〇・七	四四九	バイパス部
			六一・五		バイパス部

香川県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十一日から同年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 田浦坂手港線（二四四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

小豆郡内海町古江字西通乙三二一 番一地从先	前	八・二〇・〇	九〇	地方道路整備事業による現道拡幅
小豆郡内海町古江字西通甲二六〇番一地从先まで	後	二二・四一六・〇	九〇	

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十一日

公 告

香川県公告第九十一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十一年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 高度排水処理施設運転管理業務一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金

額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 5 日量六五立方メートル以上の能力を有する水処理施設（物理化学的又は生物化学的処理方式等により水を処理する施設をいう。）の運転又は管理を、過去五年間（平成十三年二月二十一日から平成十八年二月二十日までの間をいう。）に六月間以上行った実績を有すること。
- 6 凝集膜分離処理法による処理設備の運転又は管理を行った実績を有すること。
- 7 紫外線照射及びオゾン酸化を含む光化学分解方式によるダイオキシン類分解設備の運転又は管理を行った実績を有すること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5、6及び7に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年三月十五日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認の申請を行うこと。

提出された書類を審査した結果、当該委託業務を履行することができる認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札及び開札等

1 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一 三二一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター

- 1 電話番号〇八七 八九二 二九八一
- 2 電子入札システムによる入札書の提出締切日時  
平成十八年三月二十七日午後五時
- 3 開札の日時及び場所  
平成十八年三月二十八日午前十時 香川県直島環境センター
- 4 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）  
第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による入札  
不可とする。
- 5 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。
  - 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
  - 4 入札又は開札の取消し又は延期  
天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
  - 5 落札者の決定方法  
規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。
  - 6 落札の無効  
落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落

札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

- 7 予約完結権の譲渡  
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。
- 10 その他 詳細は、入札説明書による。

香川県公告第九十二号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月三十一日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。  
平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業） 野々池地区	観音寺市経済部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 苗代池下地区	"
飯山町東小川土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新池地区	丸龜市飯山市民総合センター
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保西地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 河内地区	"

"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）楠見東地区	"
---	-----------------------------	---

香川県公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月三十一日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
安川地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）安川地区	丸龜市飯山市民総合センター
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保地区	"
新名出水地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新名出水地区	"
本谷池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本谷池地区	"
五反池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）五反池地区	"
真珠池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）真珠池地区	"

香川県公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東部地区	琴南町建設経済課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所地区	"

香川県公告第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、長谷中井手地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（長谷中井手地区）を行うことについて平成十八年二月二日適当と決定した。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県公告第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、仲南町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（木柵地区）を行うことについて平成十八年二月七日適当と決定した。  
その関係書類を仲南町建設水道課において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県公告第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月一日認可した。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
北地水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北地地区
二面水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）二面地区
湯船水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中山地区
平木水路共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平木地区

香川県公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月六日同意した。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名
三木町	単独県費補助土地改良事業西土居地区
高松市	単独県費補助土地改良事業羽間上池地区

香川県公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、普通寺市土地改良区から役員退任について次のとおり届出があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

監事 高木 利春 普通寺市金蔵寺町四三五番地一

平成一八、一、三〇

香川県公告第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
仲南町	非補助土地改良事業（区画整理事業）	塩入地区	平成一八、一、二七
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業	赤羽根地区	平成一八、一、二四
"	単独県費補助土地改良事業	沖下所西地区	平成一八、一、二四
"	単独県費補助土地改良事業	一ノ坪地区	平成一八、一、二四
"	単独県費補助土地改良事業	本村一地区	平成一八、一、二四

香川県公告第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業三野西部地区）計画を平成十八年二月十日変更した。その関係書類を三豊市農林水産課において平成十八年二月二十八日から同年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（ほ場整備事業）上川井地区）計画を平成十八年二月九日定めた。

その関係書類を丸亀市土地改良課において平成十八年三月三日から同年三月二十二日まで

で縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百三三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備事業））楠見池地区）計画を平成十八年二月九日定めた。

その関係書類を丸亀市土地改良課において平成十八年三月三日から同年三月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第百四四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、宮浦港の臨港地区を定めようとするので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その区域の案を公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 臨港地区の区域の案

1 臨港地区の名称

宮浦港臨港地区

2 指定の位置

香川郡直島町字宮ノ浦の一部

3 指定の範囲

縦覧に供する図面表示のとおり

4 指定の面積

約二・二ヘクタール

二 区域の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県土木部港湾課及び直島町建設経済課

2 縦覧期間

平成十八年二月二十一日から同年三月六日まで

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党高松地区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年香川県選挙管理委員会告示第八十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年二月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党の支部の部日本共産党高松地区委員会のうち6中

「**の 中**」を 7,079,836円」を

「**の 中**」を 100,000円

「**の 中**」を 6,979,836円」に改める。

### 人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十一日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一東かがわ市の項の次に次のように加える。

三豊市										
機 関 出 先					本 庁					
小 学 校	中 学 校	診 療 所	病 院	福 祉 事 務 所	支 所	農 業 委 員 会 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	市 長 部 局	議 会 事 務 局
校 長、教 頭	校 長、教 頭	所 長、課 長	院 長、副 院 長、事 務 長、課 長、総 看 護 師 長	所 長、課 長	支 所 長、課 長	局 長	局 長	教 育 長、部 長、次 長、課 長	部 長、次 長、課 長、人 事 課 の 課 長 補 佐・人 事 担 当 副 主 幹	事 務 局 長、課 長

別表第一内海町の項、池田町の項、綾上町の項、綾南町の項、琴南町の項、満濃町の項及び仲南町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一内海町の項、池田町の項、綾上町の項及び綾南町の項を削る改正規定は平成十八年三月二十一日から、同表琴南町の項、満濃町の項及び仲南町の項を削る改正規定は同月二十日から施行する。